

○橋本委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 よろしくお願いをいたします。二十七分間、質問させていただきます。

まず、後藤大臣、ちょっと質問通告にはないんですけども、最新のニュースで、最後のページを見ていただけますでしょうか。低所得の子育て世帯に子供一人五万円再給付を検討ということのニュースを見ましたので、質問させていただきたいと思います。

これは、先週も私たちが経済対策で政府に要望をさせていただきました。また、遡りますと、十五ページ右下にありますように、菅政権が昨年三月二十四日にやると決めたもので、その基となったのは、昨年一月、野党で、私も提出者になって、低所得の子育て世帯への給付金をやってくれという議員立法を出しまして、それを菅総理が丸のみをし、今日に至っていて、今回の緊急対策に是非入れてくれということで、我が党からも政府に今要望をしているところであります。

つきましては、是非、これは超党派、与党の方々も思いは当然一緒だと思いますので、実現をしていただきたいと思います。後藤大臣、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣 今、対策については政府部内で検討している最中でありまして、決定を何かしているという状況ではありません。様々な意見を伺いながら、今の原油価格の高騰や物価高騰に対応して、必要な施策をしっかりと取りまとめさせていただきたいというふうに思っております。

○山井委員 今検討中ということですが、ということは、今検討している緊急対策の中に、低所得の子育て世帯、子供一人五万円の再給付も検討課題の中に入っているという理解でよろしいですか。

○後藤国務大臣 入っていないと申し上げているので、ありとあらゆる課題を、我々、検討課題として、物価高あるいは原油価格高騰に対する経済対策として考えていきたいというふうに思っています。

○山井委員 ちょっと今聞こえにくかった。入っていないことはないとおっしゃったんですか。もう一回言ってください。

○後藤国務大臣 ありとあらゆる対策について今検討をしている最中でありまして、御質問がありましたから申し上げますと、入っていないのかと言われたら、入っていないというわけではないということをおっしゃったということでございます。政府としては、基本的に、そうした観点から必要な対策を今検討中であるというのが、最初の、全体像を的確に示した言葉だというふうに思います。

○山井委員 入っていないわけではないということは入っているということですので、検討中ということで、これは与野党を通じて本当にお願いをしたいと思います。

例えば、あすのぼという子どもの貧困対策センターの取組では、新学年の応援給付金を出しておられるんですけども、千六百人に対して三万円から五万円を給付するというのに対して、何と一万六千人が応募をされた。去年は九千人だったということで、本当に、困窮度合い、深刻化しておりますので、是非とも、与野党共に要望しておりますので、実現をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

これについては、今までからこの厚労委員会で私も何度も質問をさせていただいております。高校生 A V 出演解禁を止めてくださいと、ぱっぷすさんの資料であります。

このことについては、まず御礼申し上げたいのは、本当に齋藤理事、牧原理事、伊佐理事を始めとして、党派を超えて取り組んでいただきまして、与党 P T としても今案を作成してくださっていると思います。

昨日も岸田総理の答弁で、一ページの右下にありますように、各党の皆様の御議論の動きがあることは承知しており、契約解除可能期間などの御指摘のような点も含め、御議論の内容や状況をよく見守るとともに、早期に結論が得られることを期待いたします。事実上、岸田総理も、異例ではありますが、この議員立法の、超党派で、A V の未成年者取消権がなくなることにに対する対応ですね、それと同等、あるいは同等以上の効力を持つ議員立法を、早期成立を岸田総理も望んでいると。これは、はっきり言って異例の答弁だと思います。

三週間前に質問を塩村議員がされたときは、議員立法の協議を見守る。そして、十日ほど前に早稲田議員が質

問されたときは、議員立法の議論をフォローアップするだったんですね。昨日は、早期に結論が得られることを期待しますですから、本当に、与野党を超えて、総理を先頭にこの議論が進んでいると思います。

そこで、自民党、公明党さんも、すばらしい案も今作成されていると聞いておりますが、ただ、誠に申し訳ないんですけども、肝の部分がまだ詰まっていない部分がありますので、あえて議事録に残る形で今日議論をさせていただきたいと思います。

そして、まず現状認識として申し上げます。このページにありますように、残念ながら、四月一日以降、こういう、四月一日法改正、これは前回もお配りしましたけれども、十八歳何とか三年生、秘蔵映像公開、売りますというようなこと。次のページにもありますように、これはもう、十八歳何とか三年、新しい法律では年齢的に問題ないでしょうということで、どんどん売り出されてしまっております。

この被害者の方々の支援団体の、ぱっぷすさんのお調べによりますと、この種のサイト、四月二十日の時点で四百五十九人がレビューをしているということは、四百五十九人ぐらいの方が買われたのではないかと。

ということは、一つが二万五千円ということですから、一千百万円ぐらいの売上げが、これだけでも、そういう現役高校生アダルトビデオと称するもので、このサイトだけでもそういう商売が行われているのではないかと非常に深刻な事態であって、当然これは立法府、政府、試されている部分もあるんですね。こういうことをどんどん売って行って、セーフであれば、これはもう十倍、百倍に増えていきますよ。そこを止めるために、私たち衆議院厚生労働委員会も、国会も存在するのだと思っております。

それで、かつ、被害者の声が被害者支援団体ぱっぷすさんに届いておりますので、読み上げさせていただきます。一ページの右です。ちょっとつらい内容ですけれども、読み上げさせていただきます。

声一。二十歳になった瞬間に、脅されてサインをさせられ、アダルトな撮影をされました。山の中で断る状況ではありませんでした。何年も契約があって、断れず、何本か出されました。お金もなく、弁護士も頼めず、契約解除もできませんでした。十八歳になったら、こういう被害は増えると思います。

これは、十八歳の取消権がなくなったら、こういう被害が十八歳にも増えるのではないかと。

こういうのを見れば、いや、脅されたんだったら警察に訴えればいいじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、もちろん訴えられる方もいるけれども、泣き寝入りしている方というのが残念ながら大部分なんですね。これは本当に何とか私たちが守らねばと思います。

声三。お金が欲しいと安易にプロダクションと契約してしまいました。撮影日にやっぱりやめたいと思いましたが、大勢の年上の男の人に囲まれて断ることも怖く、結果、複数回撮影してしまいました。実際に映像が発表されてからは一日五回ぐらい自殺したいと考えたりしました。同級生にも知られて、本当に私かを確認するためにみんなで何回も見たとされたときはとてもつらかったです。今は会社員をしていますが、もしかしたら周りの誰かが知っているのではないか、ばれたら会社を辞めなければならないのではないかと不安です。私のように、発売された先の未来を考えずにお金が欲しいと契約してしまう十代、二十代の方がほかにいられるかもしれません。私は五年以上たった今も、当時のことを思い出してつらくなったり、あのとき出演しなかったらと考えたりします。私のようなつらい経験をする人が出ない世の中になってほしいと切に願っています。

児童福祉法はこの衆議院厚生労働委員会、厚生労働省の管轄でもありますが、十八歳以上であっても、また、十八歳前から囲い込みとか類似的な勧誘は始まるわけですから、後藤厚労大臣としてもこれは看過できない問題ではないかと思っております。

それでは、質問に移らせていただきます。

内閣府にお越しをいただいております。今、配付資料にもありましたように、未成年者取消権がなくなった四月一日以降、現役高校生出演アダルトビデオが増加しているという認識はありますか。四月一日以降、現役高校生出演アダルトビデオの販売は増えていますか。いかがですか。

○吉住政府参考人 お答えいたします。

御指摘の点については、アダルトビデオに出演する現役高校生の確認方法や販売の範囲など、様々な論点があり、内閣府として現状を直ちに把握することは難しいものと考えています。

その上で、昨今、現役高校生出演をうたうアダルトビデオがポルノサイトで販売されていることは承知してお

ります。

○山井委員 つまり、もちろん、じゃ、その方が本当に高校三年生ですかとか、その検証のことはあるとは思いません。

ただ、これは、ぱっぷすさんにもお聞きしましたけれども、やはり、いろいろチェックをする中で、そういうものが売られている、そしてこの四月一日から増えているということであろうということ、ぱっぷすさんもおっしゃっておられました。

私が言いたいのは、行政というのは、確認できません、確認できませんとおっしゃいますけれども、半年、一年、二年たって、そう言っている間に、インターネット、女子高生のアダルトビデオだらけになったら、これは誰が責任を取るんですかという話なんです。これは内閣府を責めているんじゃないんです。だから、私たちは今、議員立法でやらねばと思っております。

つまり、現状認識として、残念ながら、こういう現役高校生のアダルトビデオが、販売が増えているのではないかと現状があるわけです。

そこで、御質問します。結局、なぜ、今年の三月末までは高校三年生を含む十八歳、十九歳が出演するアダルトビデオや、十八歳、十九歳のアダルトビデオ出演者が二十歳以上に比べて少なかったのですか。内閣府に見解をお聞きしたいと思います。

ちょっと説明をさせていただきます。

例えば、支援団体ぱっぷすさんの資料にありますように、四ページにありますように、二十歳未満のアダルトビデオ被害相談件数は二十人、二十歳以上が六十一人。少ないんですね、非常に。ここについては、ぱっぷすさんの資料にありますように、少ないように二十人は見えますけれども、これは未成年者取消権が抑止力として機能していたということではという分析であります。

それともう一つは、今日お配りした配付資料、前回もお配りしましたが、読んでいただきたいんですけども、二ページ目左下、三月一日投稿のアダルトビデオ事業者ブログ。

この方は、四月一日から取消権がなくなって、今後は十八歳のビデオを売っていくという趣旨のことを書いています。

年齢が低いほど需要が高まるからです。今までは撮らなかった、でもこれからは撮ります。今回の法律施行は棚からぼた餅だと。

その理由は、二ページ目の上を読んでください。なぜ今まで十八歳、十九歳を撮影しなかったのか。

それは、かつて私自身が未成年の子を撮影し、作品公開が没になった。十九歳でということですね。承諾書にサインをもらっているし、そのときは援助交際で知り合ったからオーケーじゃないかと親からの抗議に反論したら、親御さんが映像を公開するなら弁護士を立てて裁判も辞さないと言ったので、みすみす、みすみすというか、この方は作品を没にせざるを得なくなって、今までは十八歳、十九歳のモデルの採用は控えていたと。

つまり、未成年者取消権があるから、抗議されたら、取消権を行使されたら没になるから、今までは撮影してなかった。でも、左下にありますように、四月一日からは方針を転換して、これからは没にならないから撮影して売りますと言っている。恐ろしい、残念ながら、話なわけなんですね。

そこで、改めてお伺いします、内閣府。今まで、この三月末まで、高校三年生を含む十八歳、十九歳が出演するアダルトビデオや、十八歳、十九歳のアダルトビデオ出演被害が二十歳以上に比べて少なかったのはなぜだと認識されていますか、内閣府。

○吉住政府参考人 お答えいたします。

高校三年生を含む十八歳、十九歳が出演するアダルトビデオ出演被害が二十歳以上に比べて多いか少ないかということについては把握はしておりませんが、悪辣な手口によりAV出演被害の問題が起きることはあってはならないことです。

一般論として言えば、未成年者取消権がある場合には、他の要件の必要はなく、無条件で契約を解消することが可能であり、事業者に対する一定の抑止力になるという面もあると推察されます。

いずれにしても、三月三十一日に決定した「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージに基づき、関係

省庁と連携して、アダルトビデオ出演被害の根絶にしっかりと取り組んでまいります。

○山井委員 ちょっと弱いというか。一定の抑止力なんですか、かなり効果があったんじゃないんですか。

この配付資料九ページにありますように、九ページ、十ページ。前も読み上げましたけれども、九ページの左下。二十歳になると、プロダクションが第二次の営業委託契約書を交わし、その契約書の内容は、最初に取り交わした契約書の内容とほとんど変わらず、アダルトビデオという文言が入ったということで、二十歳になったら契約している。

その次の裏のページも、十ページ下。Cさんの例は、十八歳未満のときにスカウトされ、そのまま、十八歳以上、二十歳以上と法的に自立する年齢になるまで様々な理由をつけてプロダクションにつなぎ止められ、挙げ句に撮影に至ったと。成人に達しているか否かはかなり決定的なあれだと。

それで、十ページ目の左。契約を結べるのは成人になってから。

十ページ左上。Bさんの場合、スカウトされたときには二十歳になっておらず、二十歳の誕生日を迎えたところで、契約書にサインをしている。契約に至る経緯には、プロダクション側にも言い分があるだろうが、私たちから見ると、スカウトされて二、三か月ほどジム通い、プチ整形などで時間稼ぎをして、二十歳になるまでBさんをつないできた。

内閣府さん、一定の効力、私から言うと絶大な効力があつたんですよ。それでほとんどのアダルトビデオのメーカーさんとかプロダクション、取消権が成ると回収することになって大損害を被るから、先ほどのブログに書いておられたように、もう十八歳、十九歳はアダルトビデオに出演させなくて、二十歳の誕生日を取って契約していた、これが事実なんですよ。その一番、十八歳、十九歳の方々、男性も含めてですけども、アダルトビデオから守っていたとりでであった取消権が四月一日からなくなって、今、残念ながらそういうビデオが増えてきている、こういう状況であります。

そこで、法務省にお伺いをいたします。なぜ、それだけ取消権というのが効力があつたか。これは、ぱっぷすさんの資料でありまして、今日の配付資料の三ページ目を見てみてください。

後ほど後藤大臣にも、最後でちょっと御見解をお伺いをしたいと思っております。

つまり、単に契約の解除の場合は、これ以上アダルトビデオ出演しなくても済むが、販売は続く、拡散された動画の削除などはできない、被害者にとって常に身ばれの恐怖、アダルトビデオ業界の抑止力にはならないと、解除は。今まで撮ったやつは売っていいわけだから。それだったら、作品を撮影して売ったら、今後は駄目ですよと言われても、アダルトビデオ業界としてはそれほど痛手にならないわけですよ。

ところが、取消権に関しては、取消権ということは契約が無効だったという遡及効果、初めからなかったことになるという強烈なものですから、加害者に原状回復責任、原状回復義務が生じる。それによって、ぱっぷすさんがおっしゃる、今、販売、拡散した動画の削除が現時点では可能であると。もちろん、これは残念ながら、買って家に持って帰った、ダウンロードして個人的に持っている、ここまでは回収は無理ですよ。でも、店頭にあるものとか、売っているインターネットのものは削除できるという絶大な効果が取消権にあつたわけです。

あえて大事なので確認をしますが、アダルトビデオの未成年者取消権については、事業者には原状回復義務はありましたか、法務省。

○堂蘭政府参考人 お答えいたします。

一般に、取り消された行為は、御指摘のとおり、初めから無効であつたものとみなされますので、無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務、原状回復義務を負うこととされております。

未成年者が法定代理人の同意を得ずにした法律行為が取り消された場合にもこれらの規律が適用され、取り消された契約に基づく債務の履行として未成年者から給付を受けていた者は、未成年者にこれを返還して、当該法律行為がなかったのと同様の状態に復させる義務を負うこととなります。

○山井委員 つまり、これは、配付資料五ページにありますように、原状回復の義務というのが取消権にあるんです。第二百二十一条の二、無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負うと、原状回復義務が取消権にはあつたと。

そこでなんですけれども、今、私たち与野党で議論をしております。やはり、契約の解除だけではなく、取消権並みの原状回復義務が必要だ、遡及効が必要だ、こういうことについて、今、与野党で協議をしております。

つまり、それがなかったら、繰り返し言いますけれども、なぜ今十八歳、十九歳の方がAV出演を契約でされていないのかというと、メーカー側あるいはプロダクション側にとったら、後で原状回復義務、回収しなさいといったら大きな損害を被るから、これはやめておこうという抑止力になっているわけです。

ところが、今回、私たち、今、議員立法を与野党で協議しておりますけれども、その中にも取消権と同じ効力の原状回復義務を入れることができるか、これは入れねばならないと思いますけれども、そこがポイントなんですね。

そこで、法務省にあえてお聞きします。一般論として、取消権でなく、アダルトビデオ契約の解除において、遡及効、つまり原状回復義務を事業者を負わせる法律を作るとは、一般論として可能ですか。

○堂蘭政府参考人 お答えいたします。

解除の原則的規定である民法五百四十五条第一項では、当事者の一方が解除権を行使したときは、各当事者は、相手方を原状に復させる義務を負うとされているところでございます。

ある類型の契約について法定の解除権を設ける場合に、その効果として原状回復義務を負うものとするのは、解除に関するこのような原則的規定に合致するものであり、可能であると考えられるところでございます。

○山井委員 これは非常に重要な答弁で、与野党で合意すれば、取消権並みに強力な、契約の解除とセットで原状回復義務、つまり、店頭に出ているビデオの回収、インターネットで売られるやつの回収、その法律を作るとは法律的には可能だと。これは非常に重要な答弁であります。

そこで、もう一つポイントは、今、もう一つ議論させていただいておりますのは、与党の方々も大変頑張ってくださいっております、私たちもそれを応援する立場です、そういう前提で言いますと、撮影が終わった後、一定期間、無条件に取り消せるようにする、そういうことが必要なんではないかという議論をしておりました。この一定期間ですね。

では、お伺いします。未成年者取消権の行使可能期間は何年ですか。その期間が長い理由は何ですか。法務省、お答えください。

○堂蘭政府参考人 お答えいたします。

未成年者取消権を含む取消権につきましては、追認をすることができるときから五年間行使しないときは時効によって消滅するとされ、行為のときから二十年経過したときも同様であると規定されているところでございます。

未成年者が親権者の同意を得ずにした法律行為は、民法第五条第一項の規定に反するものであるため取り消すことができるものとする必要がある一方で、法律行為をいつまでも取り消すことができることとすると、余りにも法律関係が不安定なものとなるところでございます。

そこで、権利関係を確定し、法律関係を安定させる観点から、追認することができるときから五年という消滅時効期間が定められたものと理解しているところでございます。

○山井委員 これも重要な答弁であります。つまり、短過ぎたら意味がないと。かといって、残念ながらですけども、私たちは長い方がいいと思っているんですけども、ただ、長過ぎるのも法務省としてはいかがなものかということで、五年。

具体的に言いますと、二十五歳までですから、十八歳の人場合は七年、現状では。現状では、十八歳即契約、撮影した人の場合は、二十五歳になるまでの七年、それで二十歳直前の人は五年、最短五年ということなんですね。

これについては、五ページ目にありますように、取消権の期間の制限、第二百二十六条、取消権は、追認することができるときから五年間行使しないときは時効という、五年間ということなんです。

ですから、今、与野党で協議しておりますが、これぐらいの、昨日、岸田総理が答弁されましたけれども、契約解除可能期間、やはりこれぐらいの長さが必要なのではないかというふうに思います。

そこで、後藤大臣にお伺いをしたいんですが、今後、児童福祉法改正法案も議論をいたしますが、今、瀬戸際な

んですね。このまま議員立法なしにこの国会が終わったら、現役高校生アダルトビデオはもう激増、急増する危険性があります。そういう高校三年生出演のアダルトビデオが増えることは、高校生や子供への性犯罪、性暴力を助長する懸念はないか、児童福祉法の理念に反すると思わないか。そこは、大臣、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣 先ほどから山井委員が本当に熱心に述べておられます、若年層への性暴力被害が深刻化するのではないかという大変大きな懸念については、私としても共有をいたしております。アダルトビデオへの出演の強要や性暴力は、あつてはならない重大な人権侵害でありまして、政府一丸となって対応すべき課題と認識しておりますので、厚生労働省としても、内閣府を中心とした性暴力被害の防止に関する取組に協力しておりまして、できることは引き続き適切に対応していきたいというふうに考えております。

また、性暴力が十八歳未満の児童を対象としたものであれば、まさに児童の健全育成といった児童福祉法の理念からいっても、全く許されるものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○山井委員 時間がありませんので、最後に一問だけ質問させていただきます、内閣府。

昨日、岸田首相は本会議で、未成年者取消権がなくなったことにつけ込む性的搾取は許さないということを答弁されましたが、具体的にどのような性的搾取かお答えくださいということと、よく、今まで内閣府は国会答弁で、意に反するアダルトビデオ出演はあつてはならないという答弁をされているんです。私、実は、ここは残念ながら、非常にちょっと重要なポイントなんです。

つまり、今朝の朝日新聞にもインターネットで出ておりましたけれども、残念ながら、例えば、断りにくい雰囲気撮影しちゃった、あるいは本当に、今朝も朝日新聞にも出ていましたけれども、お金がなくて、どうしてもそのときはそういう撮影をされちゃった、でも、半年、一年たつて、就職したい、学校に行きたい、結婚したいとか、様々な中で、やっぱり取り消してというケースは当然あると思うんですね、動画が一生残るというのはもう耐えられないことですから。

そういう意味では、内閣府としては、結局、高校三年生のアダルトビデオが増えることは、意に反しないアダルトビデオだったらオーケーということなのか。意に反してなくても、やはり高校生の現役のアダルトビデオはよくないということなのか。これは本質的なことなので、内閣府の見解をお聞きしたいと思います。

○吉住政府参考人 お答えいたします。

アダルトビデオ出演被害について、具体的には、モデルやアイドル等への憧れや好奇心を利用する、顔は映さない、絶対にばれない等と説明することにより契約に至るといった悪辣な手口はあつてはならないということをお聞きしたものと認識をしております。

このような昨今の巧妙化する手口については、更なる情報収集の必要があると考えております。このため、先般決定した「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージにおいて、手口の更なる情報収集を行い、注意喚起するとともに、教育啓発や各種相談窓口とも情報を共有し、活用を促すこととしております。

○山井委員 もう時間なので終わりますが、極めて残念ですね。内閣府がこの国会の場で高校三年生のアダルトビデオはよくないという答弁をできない、しないというのは、私は非常に残念です。でも、責めるわけではありません。その部分は、与野党で、私たちが協議をして、しっかりと対応していきたいと思っております。

ありがとうございました。